

## (公社)大阪府栄養士会栄養ケアステーション登録及び、 栄養ケアチームの登録申請条件の指定研修について

栄養大阪5月号に掲載されました(公社)大阪府栄養士会登録栄養チーム運営規定の第2条(事業者の要件)第3号にあります「別に定める本会が研修会等を受講した者及び受講予定のもの」についての運営規定細則を以下に示します。

(登録条件)

本会が主催するⅠ、Ⅱの研修会を受講した者

### Ⅰ 基礎研修4単位(各年度別途指定する)

#### 1) 生涯教育指定教科(2単位)

(平成30年度生涯教育指定教科、栄養大阪3月号参照)

- ・ 25-101 脂質代謝
- ・ 23-121 サルコペニアの発生要因と病態
- ・ 23-117 高齢者の低栄養
- ・ 23-118 在宅栄養の実際
- ・ 412-103 地域連携
- ・ 2-5 栄養素の消化と吸収(代謝)腸の動き
- ・ 3-8 感染対策
- ・ 23-119 認知症と生活習慣病(仮)
- ・ 2-3 根拠に基づいた栄養管理、食事摂取基準、ガイドライン等

※ 2つ以上受けること。但し、本年は平成30年4月から平成30年8月までの指定教科をすでに受けられた方はその分も単位に含めます。

#### 2) 指定研修(2単位)

(平成30年度指定研修、栄養大阪で確認)

- ・ 自立支援に資する「地域ケア会議」助言者養成研修会
- ・ 健康づくり提唱のつどい
- ・ 指導者のための健康・栄養セミナー
- ・ 第14回府民健康フォーラム
- ・ 第23回(公社)大阪府栄養士会研究発表会

※ 2つ以上受けること。

### Ⅱ 栄養ケアの実践に関する1日研修(必須)

- 1) 講演 90分
- 2) 実習・演習 180分
  - ① 報告書の書き方等 60分
  - ② 調理実習等 120分

#### 3) フォローアップ研修

- ① 在宅栄養管理計画の立て方説明 60分
- ② 在宅栄養管理計画作成 60分

※尚、平成27年度から3年間の在宅栄養ケア研修会、フォローアップ研修会に参加されて、修了されている方は、登録条件は満たしております。